

日本政策金融公庫(国民生活事業)・緊急災害融資の申込について (共通項目)

現時点では、窓口に並んでいただくしかありません。担当者の指定もできません。

新規のお客様は必ず代表者が来店して下さい。お取引のあるお客様は配偶者の方や経理の方でもお受けしますが、可能であれば代表者が相談に行かれた方がいいと思います。

来店の際は、本人確認ができるもの(運転免許証や保険証など)を持参して下さい。

窓口で並んでいただきましたら、その場で融資についての面談まで行います。

**窓口で行われること・・・相談申込 融資申込の受付 審査の面談 返済条件の相談まで
その後・・・稟議 融資決定 融資契約書類のやり取り(郵送可) 融資実行**

面談から融資実行まで約2週間みて下さい。

契約書類の印鑑は実印で、印鑑証明書を提出するようになります。ただし、被災して印鑑がない場合は拇印で良いとのこと。役所・法務局が被災して証明書が入手できない場合は、面談の際、担当者に相談してください。

印鑑は後日で良いということですが、念のためご持参下さい。

罹災証明や、写真など被害状況がわかるものがありましたら、念のためご持参下さい。

何も無い場合は、担当者にその旨ご相談下さい。

何のためにいくら資金が必要かあらかじめ整理して下さい。もし見積もり等具体的な書類がありましたらご持参下さい。

(持参する書類)

1. 既にお取引があり、克つ残高があるお客様については以下の資料を持参してください。

直近の決算書(別表・決算書・内訳書)

直近の試算表があれば尚良し。

特に決算から6ヶ月以上経っている場合は直近の試算表は必須。

前々期の決算書があれば尚良し。

特に前期が決算期変更等で12ヶ月未満の決算書であれば2期分必須。

資産・負債がわかるものとして、通帳、返済予定表

2. 新規のお客様と、前に取引があって今は残高がないお客様については以下の資料を持参してください。

及び は1と同じです。

許認可業種の場合は営業許可証を必ずご持参ください。

法人の場合は登記簿謄本

すぐに入手できない場合は古いものでも可。それもなければ、担当者にその旨を話して下さい。

当事務所のお客様につきましては、申告書等の写しがございますので、被災により書類がない場合はこちらでご用意させていただきますのでご連絡下さい。

その他のお客様で、手元にまったく何も無いという方は、まずは窓口にご相談してみてください。

3. リスケについては、電話でも受付ます。ただし、電話も大変混み合っています。

今回の緊急災害融資については、3月11日から起算して6ヶ月以内です。

ですから、少しでも資金に余裕のある方は、落ち着いたところで窓口にいらしていただきたいとのこと。以上、日本政策金融公庫の担当の方から教えていただいたことをお知らせいたします。

平成23年3月28日 千葉和彦税理士事務所